

令和6年4月 定例総会議事録

日 時 令和6年4月26日（金） 午後3時30分～午後4時30分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 藺 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三				

事務局

事務局長	村 岡 浩 二	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 幹	宮 永 昌 和
主 査	宮 田 衣 美	主 査	橋 谷 理 己				

議 題

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第7号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について
 報告第8号 農用法施行規則第29条の規定による農業転用届出について

議案第29号 農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定許可について
 議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
 議案第31号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
 附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）
 議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
 附則第5条第1項の規定による決定について（賃貸借）
 議案第33号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
 附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）
 議案第34号 農用地利用集積等促進計画について
 議案第35号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
 議案第36号 非農地証明願承認について
 議案第37号 農地利用最適化推進委員の辞任について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。

はじめに 4 月の行事实績と 5 月の行事予定を報告します。

(4 月の行事实績と 5 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 6 年 4 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いします。

事務局 本日は報告が第 4 号から第 5 号までの 11 件、議案が第 29 号から第 37 号までの 85 件、合計 96 件でございます。

それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に今月の議事録署名を 13 番谷之木委員と 16 番倉菌委員にお願いいたします。なお、審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。

それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 6 号～報告第 8 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。

議案第 29 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可についての議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 29 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請があったから
許可するものとする。

(議案第 29 号 1 番 朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番

5 番 今月の農地法 3 条・基盤法等の事前審査を第 2 小委員会に付託されましたので 4 月
17 日に、会長出席のもと、審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案ごとに説明いたします。議案 29 号、12 ページをお開きください。
1 番、申請地を借りて、規模拡大を図る、10a あたり 9,102 円でございます。
小委員会としては、申請どおり許可することと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 29 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可について許可する
ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 30 号、農地法第 3 条の規定により所有権移転許可を議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 30 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 30 号 1 番 朗読)

議長 ありがとうございました。ここで、案件 11 番が〇〇委員に関する議案ですので、
〇〇委員には退席をお願いします。

(〇〇委員 退出)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番

5 番 17 ページ案件 11 番です。〇〇委員の案件ですが、申請地を購入し規模拡大を図る。
10a 当たり 200,000 円でございます。
小委員会としては許可相当と判断しました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
11 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

(〇〇委員 入室)

議長 〇〇委員に申し上げます。案件については許可することに決定いたしました。

〇〇委員 どうも、ありがとうございました。

議長 それでは、その他の案件について審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 引き続き、議案第 30 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の申請について
です。

- 1 番、申請書を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 9,766 円。
2 番、兄から贈与を受けるものです。
3 番、父から贈与を受けるものです。
4 番、母から贈与を受けるものです。
5 番、姉から、特定遺贈を受けるものです。
6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 173,511 円。
7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 172,340 円。
8 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 199,790 円。
9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
10 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
12 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 17,658 円。
13 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 287,000 円。
14 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 88,832 円。
15 番、隣接地を購入し、新規就農を図る。10a あたり 205,339 円。営農計画書が添付してあります。
16 番、兄から贈与を受けるものです。
17 番、叔父から贈与を受けるものです。
18 番、叔父から、贈与を受け、新規就農を図るものでございます。営農計画書が添付してあります。
19 番。叔父から贈与を受けるものです。
20 番、知人から贈与を受けるものです。
審議の結果、小委員会としては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。
(3 番挙手)

議長 はい3 番。

- 3 番 今月は、野尻町区分の野尻町区分の農地法第 3 条・基盤法等及び農地法第 4 条、農地法第 5 条、非農地の事前審査を第 1 委員会に付託されましたので、4 月 17 日に、会長出席のもと、審査会を実施しました。その結果を報告します。
21 番、父から贈与を受けるものである。
22 番、父から贈与を受けるものである。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、採決をいたします。議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転設定許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、許可することに決定します。続きまして議案第 31 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、第 5 条第 1 項の規定による決定について、使用貸借を議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 31 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画使用貸借を作成したので、計画通り決定する。

(議案第 31 号 1 番朗読、他 21 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい 5 番

5 番 議案第 31 号です。22 ページをお開きください。

1 番、肥育農家でございますが、20 年間再設定でございます。

審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 31 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定において（使用貸借）計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、計画通り決定をします。

続きまして議案第 32 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について(賃貸借)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 32 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 32 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 32 号 24 ページをお開きください。

1 番、10 年間再設定です。10a あたり 5,956 円です。

2 番、5 年間の再設定です。10a あたり 7,000 円でございます。

審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま審査報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 32 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、計画通り決定をします。

続きまして議案第 33 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号) 附則第 5 条第 1 項の規定による決定について(所有権)を議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 33 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 33 号 1 番朗読、他 30 件省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 33 号 26 ページからです。

- 1 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 179,171 円。
- 2 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 28,177 円。
- 3 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 210,526 円。
- 4 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 294,730 円。
- 5 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
- 6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 100,000 円。
- 7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
- 8 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 18,889 円。
- 9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 148,199 円。
- 10 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 17,325 円。
- 11 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
- 12 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
- 13 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 20,020 円。
- 14 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 243,309 円。
- 15 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 54,289 円
- 16 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 485,981 円。
- 17 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 300,000 円。
- 18 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 329,877 円
- 19 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 111,524 円。
- 20 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 297,796 円。
- 21 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 62,267 円。
- 22 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 253,646 円。
- 23 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 400,000 円。

24 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 231,214 円。

審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

（3 番挙手）

議長 はい、3 番。

3 番 野尻町区分でございます。

25 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 320,513 円。

26 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 213,732 円。

27 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 136,612 円。

28 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 193,237 円。

次の 29 番と 30 番は受け手が同じ方でございます。

29 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 232,019 円。

30 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 300,000 円。

31 番、特例事業を活用し、規模拡大を図る。10a あたり 232,249 円。

審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。

議案第 33 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について、所有権移転の計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画通り決定をします。

続きまして、議案第 34 号農用地利用集積等促進計画について議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 34 号農用地利用集積等促進計画について

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

（議案第 34 号 1 番朗読、他 21 件省略）

議長 はい、それでは審査報告をお願いします。

（5 番挙手）

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 34 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）です。
小林地区については 13 件、田が 36,0791 m²、畑が 27,416.91 m²、計 63,495.91 m²です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

（3 番挙手）

議長 はい、3 番

3 番 議案第 34 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。
野尻地区については 9 件、田が 35,307 m²、畑が 31,873 m²、計 67,180 m²です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま報告ございましたが、ご意見のある方は発言をお願いいたします。

（無しの声）

議長 無しということですので採決をいたします。

議案第 34 号、農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画通り承認いたします。

続きまして議案第 35 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 35 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 35 号 朗読)

議長 ありがとうございました。審査報告をお願いします。

(8 番 挙手)

議長 はい、8 番

8 番 今月の 4・5 条及び非農地の事前審査を、第 3 小委員会に事前審査を受けておりました。4 月 18 日に会長同席のもとで審査いたしました。その旨を随時報告いたします。
まず、議案第 35 号農地法 5 条の所有権移転でございます。46 ページでございます。
真方の南小林原は資材置場という計画でございます。
事業計画者は、建築業を営んでおられる方です。敷地利用計画図・資金証明書等も提出されております。
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(6 番挙手)

議長 はい、6 番

6 番 ちなみに金額はいくらですか。

事務局 こちらにつきましては、2,076 m²で 9,500,000 円で売買されております。

6 番 はい、ありがとうございます。

議長 他ございませんか。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 補足でございます。現地が道路の高さより、今私が見た目では約 40 センチ下がっている現状でした。同等であれば幾らという値段でしょうけど、そういう安い単価だと

思いました。以上です。

議長 はい、他ございませんか。

(無しの声)

議長 無しということですので採決をいたします。

議案第 35 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について、意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手で意見書を付して進達するものとして審査することといたします。続きまして議案第 36 号、非農地証明願い承認について議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 36 号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 36 号 1 番朗読、他 3 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 36 号、非農地証明願い承認についてです。
1 番、東方大久保です。調査事項は山林です。
2 番、南西方西木場です。調査事項は山林です。
3 番、北西方牟田前です。調査事項は山林です。
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案 35 号です。番号 4 番。調査事項が原野ということでしたが、ここは所在が紙屋牧ノ谷というところでして、紙屋中学校付近の高台の谷間にありました。

周りには木が奥まで生い茂っており、日当たりも悪い状況でございました。井戸等もありましたが、倒木等で道路が塞がっており、行ききができないような状況でした。さらにそれ過ぎますと、北側が川沿いになっていました。

審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 36 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、承認することに決定します。

続きまして、議案第 37 号農地利用最適化推進委員の辞任について議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 37 号農地利用最適化推進委員の辞任について。

農地利用最適化推進委員の辞任について、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定に基づき、同意するものとする。

(議案第 37 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

農地利用最適化推進委員の辞任について承認をすることに同意の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、同意することに決定をします。

以上で、本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午後 4 時 30 分

令和 6 年 4 月 26 日 定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印